

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 12年度の法人税改正

Q : 私は、会社の経理を担当しています。ところで、12年度の税制改正要綱が発表されたようですが、法人税関係ではどのような項目が盛り込まれているのでしょうか。

A : 有価証券の評価方法や、ソフトウェアの取扱いの変更などが盛り込まれています。

【解説】

今月、閣議決定された12年度税制改正要綱では、法人税関係は次のような内容となっています。

(1) 有価証券の評価

有価証券を、売買目的、満期保有目的、それ以外に分類し、売買目的の有価証券については時価により期末評価を行うこととなります。現行の低価法は廃止されます。

(2) ソフトウェアの資産区分・耐用年数

ソフトウェアの資産区分が、繰延資産から減価償却資産（無形固定資産）に変更され、耐用年数も販売用や研究開発用は3年、それ以外の自社利用などは5年となります。

(3) 留保金課税の一部停止

ベンチャー企業及び設立後10年以内の一定の中小企業者について2年間の時限措置として留保金課税が停止されます。

(4) パソコン関連

パソコン税制は13年3月31日まで、中小企業投資促進税制は13年5月31日まで、適用期限がそれぞれ1年延長されます。また、不正アクセス対策用設備について、取得価額の20%の特別償却が認められます。



KIMIYO-I